

指標 3.b.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 3.b.1 各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合

ターゲット 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。

ゴール 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

定義及び根拠

- 定義
定期の予防接種の実施率
- 概念
「定期の予防接種」とは、予防接種法に基づく予防接種
- 根拠及び解釈
統計法に基づき、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策のための基礎資料として毎年調査しているものであり、継続性と信頼性の観点から指標の測定に適していると考ええる。

データソース及び収集方法

地域保健・健康増進事業報告

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
各年度における定期の予防接種の実施人口を、対象人口で除したもの。
- コメントと限界
対象人口は各年度に新規に予防接種対象者に該当した人口の推計値（麻疹については実数）であることに対し、実施人口は各年度における接種

対象者全体の中の予防接種を受けた人員であるため、実施率は 100%を超える場合がある。

データの詳細集計

なし

参考

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/5.html>

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

厚生労働省

担当国際機関

経済協力開発機構（OECD）